

## 所有者不明土地及び空き家等に関する重点提言

人口減少社会の到来に伴い喫緊の課題となっている所有者不明土地の発生抑制・解消、空き家対策等を推進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 所有者不明土地の発生抑制・解消に向けて検討されている登記の申請義務化、土地所有権の放棄、土地所有者情報の円滑な把握等の具体的な仕組みの検討に当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。

### 2. 空き家等対策の推進

(1) 空き家等の流通・利活用をはじめ、都市自治体に取り組む空き家等対策に係る財政措置を拡充するなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

(2) 空き家の発生抑制に資する固定資産税等の住宅用地特例のあり方や相続登記の義務化等を検討すること。

(3) 空き家の円滑な除却等に資するため、財政措置の拡充など、積極的な支援措置を講じること。

(4) 空家等対策の推進に関する特別措置法の見直しに当たっては、緊急安全措置（即時執行）の規定、同法の適用対象の拡大、都市自治体への財産管理人選任申立権の付与など、地域の特性に応じた課題等を踏まえたうえで、都市自治体における空き家等対策の一層の推進が図られるよう検討すること。

### 3. マンションの管理適正化の推進

(1) マンションの老朽化等に対応するため、まずは所有者等の責任における自主管理を徹底させるとともに、分譲事業者や管理業者等が業界全体として管理適正化を促す仕組みを構築すること。

また、都市自治体が行うマンションの管理適正化の取組に係る支援措置を拡充すること。

(2) 国が策定する基本方針等の検討に当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。